三 調 発 第 5号
令和２年４月２日

会 員 各 位

三重県土地家屋調査士会
会長　古　尾　圭　一

「不動産登記規則等の一部を改正する省令及び不動産登記事務取扱手続準則の一部改正及び同改正に伴う登記事務の取扱いについて」（参考送付）

平素から本会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。
この度、連合会より標記事務取扱についての情報提供がありましたので、参考までに下記のとおり送付させていただきます。

本取扱いにより、津地方法務局管内のすべての支局・出張所において「登記官が当該者の印鑑証明書を作成することができる場合」に該当するため、会社法人等番号を添付情報により表示をした場合には、印鑑証明書の提供が不要となりますが、資格者代理人において、法人の実印が押された書面を確認する際には、印影の確認も必要となる事から、会員各位において適切な処理をしていただきますようお願いいたします。

記

（別添 1）不動産登記規則等の一部を改正する省令.pdf
（別添 2）令和 2 年 3 月 30 日法務省民二第 318 号通達.pdf
（別添 3）令和 2 年 3 月 27 日法務省民二第 304 号通達.pdf
（別添 4）令和 2 年 3 月 27 日法務省民二第 305 号依命通知

以上

○法務省令第八号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条、第二十六条及び第百五十条並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項、第十六条第二項、第十八条第二項、第十九条第二項及び第二十七条、並びに関係法令の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（会社法人等番号の提供を要しない場合等） 第三十六条　［略］ ２　前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならない。 ［３・４　略］	（会社法人等番号の提供を要しない場合等） 第三十六条　［同上］ ２　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。 ［３・４　同上］
（申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合） 第四十八条　令第十六条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場	（申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合） 第四十八条　令第十六条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場

合とする。

一　法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を申請情報の内容としたとき。ただし、登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。

［二～五　略］

［項を削る。］

（委任状への記名押印等の特例）

第四十九条　［略］

2　令第十八条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を申請情報の内容としたとき。ただし、登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。

［二～五　略］

［項を削る。］

（承諾書への記名押印等の特例）

第五十条　［略］

2　第四十八条第一号から第三号までの規定は、令第十九条第二項の法務省令で定める場合について準用する。この場合において、第四十八条第二号中「申請書」とあるのは「同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と、同条第三号中「申請の申請書」とあるのは「同意又は承諾の同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と読み替えるものとする。

合とする。

一　申請を受ける登記所が、添付すべき印鑑に関する証明書を作成すべき登記所と同一であって、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合

［二～五　同上］

2　前項の指定は、告示してしなければならない。

（委任状への記名押印等の特例）

第四十九条　［同上］

2　令第十八条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請を受ける登記所が、添付すべき印鑑に関する証明書を作成すべき登記所と同一であって、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合

［二～五　同上］

3　前項の指定は、告示してしなければならない。

（承諾書への記名押印等の特例）

第五十条　［同上］

2　第四十八条第一項第一号から第三号までの規定は、令第十九条第二項の法務省令で定める場合について準用する。この場合において、第四十八条第一項第二号中「申請書」とあるのは「同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と、同項第三号中「申請の申請書」とあるのは「同意又は承諾の同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と読み替えるも

［項を削る。］

（添付書面の原本の還付請求）

第五十五条　書面申請をした申請人は、申請書の添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、令第十六条第二項、第十八条第二項若しくは第十九条第二項又はこの省令第四十八条第三号（第五十条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四十九条第二項第三号の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

［2～9　略］

（登記識別情報の失効の申出）

第六十五条　［略］

［2～10　略］

11　第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項第一号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号（第四号を除く。）の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

3　第四十八条第二項の規定は、前項において準用する第四十八条第一項の指定について準用する。

（添付書面の原本の還付請求）

第五十五条　書面申請をした申請人は、申請書の添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、令第十六条第二項、第十八条第二項若しくは第十九条第二項又はこの省令第四十八条第一項第三号（第五十条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四十九条第二項第三号の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

［2～9　同上］

（登記識別情報の失効の申出）

第六十五条　［同上］

［2～10　同上］

11　第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一項第一号から第三号まで及び第二項の規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項第一号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号（第四号を除く。）及び第三項の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

（鉱害賠償登録規則の一部改正）

（登記識別情報に関する証明） 第六十八条　［略］ ［2～11　略］ 12　第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条（第一項ただし書を除く。）の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項第一号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号（第四号を除く。）の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。 ［13～15　略］ （筆界特定添付情報） 第二百九条　［略］ ［2・3　略］ 4　前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならない。 ［5・6　略］	（登記識別情報に関する証明） 第六十八条　［同上］ ［2～11　同上］ 12　第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条（第一項ただし書を除く。）の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一項第一号から第三号まで及び第二項の規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項第一号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号（第四号を除く。）及び第三項の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。 ［13～15　同上］ （筆界特定添付情報） 第二百九条　［同上］ ［2・3　同上］ 4　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。 ［5・6　同上］
備考　表中の［　］の記載及びその対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

第二条　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（添付書類等） 第二十条　［略］ ２　［略］ ３　前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものに限る。 ４　［略］	（添付書類等） 第二十条　［同上］ ２　［同上］ ３　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものに限る。 ４　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（企業担保登記規則の一部改正）

第三条　企業担保登記規則（昭和三十三年法務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会社法人等番号等の提供を要しない場合） 第五条　［略］ ２　前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならない。 ３　［略］	（会社法人等番号等の提供を要しない場合） 第五条　［同上］ ２　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。 ３　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（船舶登記規則の一部改正）

第四条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（所有権に関する登記の申請等における会社法人等番号の提供を要しない場合） 第二十一条　［略］ ２　［略］ ３　前二項の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならない。	（所有権に関する登記の申請等における会社法人等番号の提供を要しない場合） 第二十一条　［同上］ ２　［同上］ ３　前二項の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第五条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

（不動産登記規則の準用）

第四十条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあっては、第四十八条第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条、第百七十九条、第百八十一条（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二まで、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の

（不動産登記規則の準用）

第四十条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあっては、同条第一項第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条、第百七十九条、第百八十一条（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二まで、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の

上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表　［略］	上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（夫婦財産契約登記規則の一部改正）

第六条　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（準用） 第十一条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで並びに不動産登記規則第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十七条の二、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項第一号及び第三号並びに第二項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第一号及び第二号、第四十八条第二号、第四十九条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号、第二号及び第五号、第五十一条から第六十条まで、第九十二条、第百五十条、第百五十一条、第百五十二条第一項、第百五十三条から第百五十五条まで、第百八十五条第一項、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条第一項前段並びに第百九十一条の規定は、夫婦財産契約に関す	（準用） 第十一条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで並びに不動産登記規則第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十七条の二、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項第一号及び第三号並びに第二項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第一号及び第二号、第四十八条第一項第二号、第四十九条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号、第二号及び第五号、第五十一条から第六十条まで、第九十二条、第百五十条、第百五十一条、第百五十二条第一項、第百五十三条から第百五十五条まで、第百八十五条第一項、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条第一項前段並びに第百九十一条の規定は、夫婦財産契約

る登記について準用する。

に関する登記について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年三月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた登記、筆界特定及び鉱害賠償の登録の申請並びに登記識別情報に関する申出及び請求については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十五条、第六十五条及び第六十八条（これらの規定をこの省令及び他の法令において準用する場合を含む。）並びに第二百九条の規定並びに第二条の規定による改正後の鉱害賠償登録規則第二十条の規定並びに第三条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第四条の規定による改正後の船舶登記規則第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別添２

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第３１８号
令和２年３月３０日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和２年法務省令第８号。以下「改正省令」という。）が本日から施行されることとなりましたが，これに伴う不動産登記事務等の取扱いについては，下記の点に留意し，事務処理に遺漏のないよう，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本通達中，「不登令」とあるのは不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）を，「不登規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）をいいます。また，その他の省令については，改正省令による改正後のものをいいます。

記

１　改正の趣旨

不動産登記手続における添付書類の簡素化を行うため，令和元年６月２１日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」等において，不動産登記手続において，本年度中に，異なる法務局間での法人の印鑑証明書の添付を不要とするとの方針が明らかにされた。

そこで，改正省令においては，法人の代表者又は代理人が申請書等に記名押印した者である場合において，当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第７条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）を申請情報の内容としたと

きは，登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書（以下，単に「印鑑証明書」という。）を作成することが可能である場合に限り，印鑑証明書の添付を要しないこととされるなどの所要の整備がされた。

２　改正に伴う不動産登記事務の取扱いについて

(1) 法人が登記を申請する場合における印鑑証明書の取扱い

ア　会社法人等番号を申請情報の内容とした場合

申請書に記名押印すべき者が会社法人等番号を有する法人の代表者又は代理人（委任による代理を除く。）である場合において，当該法人の会社法人等番号を不登令第７条第１項第１号イの規定により添付情報として提供するほか，さらに申請情報の内容にもしたときは，申請を受けた登記所の登記官が当該者の印鑑証明書を作成することができる場合に限り，当該者に係る印鑑証明書の提供を要しないこととされた（不登規則第４８条第１号)。

なお，会社法人等番号を申請情報の内容とするときは，申請書における添付情報の表示として「印鑑証明書（会社法人等番号何番)」の例により記載するものとする。

イ　会社法人等番号を申請情報の内容とするとともに印鑑証明書が提供された場合の取扱い

上記アの場合において，申請書に記名押印した者の印鑑証明書も添付情報として提供されたときは，当該印鑑証明書に基づき当該登記申請について調査を行っても差し支えない。

(2) 委任による代理人によって登記を申請する場合における印鑑証明書の取扱い

ア　代理人（復代理人を含む。）の権限を証する情報に記名押印すべき者が会社法人等番号を有する法人の代表者又は代理人である場合において，当該法人の会社法人等番号を申請情報の内容としたときは，当該者に係る印鑑証明書の提供を要しないこととされた（不登規則第４９条第２項第１号)。

イ　この場合における取扱いについては上記(1)と同様である。

(3) 申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を会社法人等番号を有する法人が作成した場合における当該法人の印鑑証明書の取扱い

ア　申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面に記名押印すべき者が会社法人等番号を有する法人の代表者又は代理人である場合において，当該法人の会社法人等番号を申請情報の内容としたときは，当該者に係る印鑑証明書の提供を要しないこととされた（不登規則第５０条第２項において準用する第４８条第１号）。

イ　この場合における取扱いについては上記(1)と同様である。

(4) その他添付情報を会社法人等番号を有する法人が作成した場合における当該法人の印鑑証明書の取扱い

ア　要役地についてする地役権の登記がある土地について分筆の登記をする場合において，当該分筆の登記の申請情報と併せて当該地役権を分筆後のいずれかの土地について消滅させることを証する地役権者が作成した書面に記名押印すべき者が会社法人等番号を有する法人の代表者又は代理人である場合において，添付情報の表示として「承諾書（会社法人等番号何番）」の例により申請書に記載したときは，当該者に係る印鑑証明書の提供を要しないこととする。

イ　この場合における取扱いについては上記(1)と同様である。

(5) 登記識別情報の失効の申出等の手続における印鑑証明書の取扱い

登記識別情報の失効の申出（不登規則第６５条）及び登記識別情報に関する証明の請求（不登規則第６８条）の手続における印鑑証明書の取扱いについては，上記(1)及び(2)と同様である。

(6) 不登規則第３６条第１項各号の規定により提供される登記事項証明書の作成時期の改正

申請人が会社法人等番号を有する法人である場合であっても，当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書又は支配人等の権限を証する登記事項証明書を提供したときは，会社法人等番号の提供を要しないとされているところ（不登令第７条第１項第１号及び不登規則第３６条第１項各号），この登記事項証明書はその作成後３月以内のものでなければならないとされた（不登規則第３６条第２項）。

(7) 地図等の訂正の申出等の手続における登記事項証明書の取扱い

地図等の訂正の申出（不登規則第１６条），登記識別情報の失効の申出（不登規則第６５条），登記識別情報に関する証明の請求（不登規則第６８条）及び土地所在図等の訂正の申出（不登規則第８８条）の手続におけ

る登記事項証明書の取扱いについては，上記（6）と同様である。

３　改正に伴う不動産登記以外の登記・登録事務の取扱について

(1) 鉱害賠償登録の申請（鉱害賠償登録規則（昭和３０年法務省令第４７号）第２０条及び第２６条）については，上記２(1)及び(6)と同様である。

(2) 企業担保権に関する登記の申請（企業担保登記規則（昭和３３年法務省令第３８号）第５条及び第１２条）については，上記２(3)及び(6)と同様である。

(3) 船舶の登記及び製造中の船舶の登記の申請（船舶登記規則（平成１７年法務省令第２７号）第２１条及び第４９条），農業用動産の抵当権に関する登記の申請（農業用動産抵当登記規則（平成１７年法務省令第２９号）第４０条）及び建設機械の登記の申請（建設機械登記規則（平成１７年法務省令第３０号）第３５条）については，上記２(1)から(3)まで及び(6)と同様である。

(3) 夫婦財産契約に関する登記の申請（夫婦財産契約登記規則（平成１７年法務省令第３５号）第１１条）については，上記２(2)と同様である。

別添３

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第３０４号
令和２年３月２７日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し，本月３０日から施行することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により，改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（不正登記防止申出） 第３５条　［略］ ２　［略］ ３　前項の申出書には，登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに，次に掲げる書面を添付するものとする。ただし，登記申請における添付書面の扱いに準じて，次に掲げる添付書面を省略することができる。 (1) 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑証明書。ただし，前項の申出書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第７条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人番号をいう。第２号，第３号及び第４６条第２項において同じ。）をも記載したときは，登記申請における添付	（不正登記防止申出） 第３５条　［同左］ ２　［同左］ ３　前項の申出書には，登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに，次に掲げる書面を添付するものとする。ただし，登記申請における添付書面の扱いに準じて，次に掲げる添付書面を省略することができる。 (1) 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑証明書。ただし，登記申請における添付書面の扱いに準じて，その添付を省略することができる。

書面の扱いに準じて，その添付を省略することができる。	
(2) 登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは，当該法人の代表者の資格を証する書面。ただし，前項の申出書に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは，その添付を省略することができる。	(2) 登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは，当該法人の代表者の資格を証する書面。ただし，前項の申出書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第７条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人番号をいう。次号及び第４６条第２項において同じ。）をも記載したときは，その添付を省略することができる。
(3)　［略］	(3)　［同左］
［４～９　略］	［４～９　同左］
（相続人等からの申出） 第４６条　［略］	（相続人等からの申出） 第４６条　［同左］
２　法人の代表者に事前通知をした場合において，その法人の他の代表者が，規則第７０条第１項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し，記名押印した上，その印鑑証明書及び資格を証する書面を添付して，当該他の代表者から同項の申出があったときも，前	２　法人の代表者に事前通知をした場合において，その法人の他の代表者が，規則第７０条第１項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し，記名押印した上，その印鑑証明書及び資格を証する書面を添付して，当該他の代表者から同項の申出があったときも，前

項と同様とする。ただし，規則第７０条第１項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは，当該印鑑証明書及び資格を証する書面の添付を省略することができる。	項と同様とする。ただし，規則第７０条第１項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは，当該資格を証する書面の添付を省略することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別添４

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第３０５号
令和２年３月２７日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（依命通知）

標記については，本日付け法務省民二第３０４号民事局長通達において通達されたところですが，これに伴う登記事務の取扱いについては，下記のとおりですので，留意願います。

記

１　不正登記防止申出に係る申出書に押印をした者が登記名義人若しくはその一般承継人である法人の代表者又はその代理人である場合において，その法人が会社法人等番号（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第７条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人番号をいう。）を有し，当該申出書に会社法人等番号をも記載したときには，当該押印をした者に係る印鑑証明書の添付を省略することができることとされた（第３５条第３項第１号関係）。

２　法人の代表者に不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２３条第１項の通知をした場合において，不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第７０条第１項の書面に押印した者に係る法人の会社法人等番号をも記載したときは，資格を証する書面に加え印鑑証明書の添付も省略することができることとされた（第４６条第２項関係）。